

《解題》

『農耕の世界、その技術と文化』
(第Ⅶ～Ⅷ巻)

農耕文化研究振興会

本叢書は去る7月に最終の第Ⅷ巻を刊行して、予定どおりに全巻の出版を完了した。本号には、第Ⅶ巻と第Ⅷ巻の解題2編を掲載して第19号と21号から続いたこの解題のシリーズを終結することになる。

最終の第Ⅷ巻の巻末に「全巻の刊行を終えるに際して」と題する一文が掲載されているが、その中で「各巻の解題の執筆者各位に、心からのお礼を申し上げますねばならない。掲載した論文などの評価にとどまらず、それぞれの領域への全体的視野からする位置づけや、将来への展望にまで触れていただいて、たいへんにご苦心の文章を冒頭に飾らせていただけたことは誠に幸いであった」と述べられている。

本号に掲載した祖田修、阪本寧男両教授の解題を読んでも、誠にその感を深くする。それぞれの領域への新しい研究の萌芽が、その文章のなかに示唆されていることを多くの方が感じられることであろう。

また、各巻に収録された諸論文について、これも上述の「全巻の刊行を終えるに際して」の文中に次のように述べられている。

「(ここに収録した)多くの作品は、新しい研究領域を目指しての意欲的な労作がそろっていたと思われる。決して仲間褒めや自賛に過ぎることではなく、これからも日本の農学研究史の上に一定の評価をえていくに違いないであろう。この叢書の各巻が後に続く人たちにも長く読みつがれて、この分野の研究発展に寄与することを願わざるをえない」。

以下の第Ⅶ巻と第Ⅷ巻の収録論文もその例外ではない。

第Ⅶ巻 『現代の農耕状況を問う』

- 中島 紀一：昭和戦後期における民間稲作農法の展開
 須藤 護：千葉県三芳村、樋口さんの米づくり
 藤原多見夫：技術の変遷と普及
 一果樹研究の現場から一
 重久 正次：現代の農業と肥料の問題
 一肥料セールスの現場から一
 那波 邦彦：現代の農業と農薬の問題
 一稲作農家の防除意識をめぐって一
 橋本 昭：丹波の谷間の農の暮らし
 鳥越 洋一：東北冷害の現場から
 橋川 潮：わが国における稲作の未来像を考える

第Ⅷ巻 『農耕と野生と馴化の植物群』

- 片山 忠夫：アフリカにおける野生稻の生態
 池谷 和信：スイカの栽培化と狩猟採集・農牧複合
 一カラハリ砂漠の事例から一
 有蘭正一郎：豊川流域におけるヒガンバナの自生面積と集落成立期との関わり
 保田謙太郎・山口裕文：アズキの栽培化初期過程に関する一試行
 青葉 高：わが国の野生ダイコンの変異と系譜
 小林 央往：南インドにおける雑穀栽培とその随伴雑草について
 河瀬 眞琴：ユーラシアにおけるアワの遺伝的変異と分化
 一その地理的起原をめぐって一

日本農業の現実と展望

—第Ⅶ巻解題—

祖 田 修*

はじめに——本稿の背景について

本書には、現代の農耕状況を物語る、8本の論稿が収められている。必ずしも統一的視点のもとに編成されたものではないが、渾然一体として、私が本稿で述べる経済・生態環境・生活を統合しようとする現代農耕の方向を暗示する内容となっている。

1998年9月17日、公表された「食料・農業・農村基本問題調査会」の答申は、21世紀農業・農村の方向を指し示すものとして、新基本法、そして新たな政策具体化へと連なることとなっている。その前段において、1995年9月から、7人の委員による「農業基本法に関する研究会」が組織され、1961年制定の現基本法について論議を重ねた。それを踏まえて、すぐに調査会が発足し、長いかなり徹底した論議の末、答申が出された。私もこの研究会と調査会の委員として参画することとなった。

この過程で、1996年の研究会で、日本農業の状況と展望、そして旧基本法の評価と新基本法への視点について、所見を述べる機会があったが、本稿は「新基本法への視点」と題した、そこでの個人的見解の一端である。その後の調査会での議論は、本稿の内容をはるかに越えて展開されることとなったし、私自身も書き加えたい点が多々ある。しかし私自身の基本姿勢に大きな変化はない。今となっては、本稿を公けにしても問題はないと考える。また一つの資料とし

*そだ おさむ，京都大学大学院農学研究科

て残しておく意味もあるかと思う。そうしたものとして、読んでもらえば幸いである。その後の調査会論議の内容については種々の形で公開されており、私自身も触れる機会もあったが、いずれ別の機会に整理して述べる事が出来ればと考えている。

私は農政に臨んで、「農家の心を伝える」ことを旨としてきた。私自身山陰の寒村の生まれで、実家はかつては1.8ha、現在は1.3haの農業を営んでいる。そして今、50戸余りの農家が本格的な集落営農への歩みを始めている。また親類の大半は農家なので、帰郷すれば、いつも私を囲んで、「日本農業と農政・農学」といったテーマのシンポジウムが開かれた観を呈する。また私は農業経済学者として、全国各地の農業・農村を回り、農家の話を聞く機会がある。こうした直接の生産者としての農家の声を、自分の声とすることが私の使命と考えている。

私の論稿は農業の全体状況と農政のあり方に触れるものであるが、現場から農政へと媒介し連動するものとして、解題に代えて掲載してもらおうとした。

1. 農業基本法の評価

農業基本法の評価は種々なされている。しかし重要なことは、単に農業部門に限定した観点から、また今日的観点からだけ見るのではなく、広く経済全体の潮流の中で農業を位置付けつつ、慎重になされなければならない。とりわけ

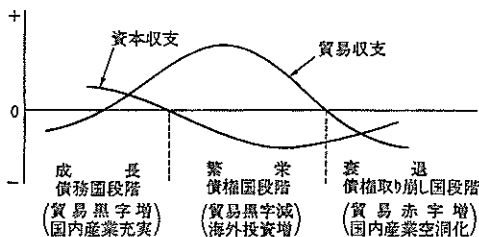


図1 覇権国盛衰のメカニズム

日本経済は、農業基本法の制定された昭和30年代以降、図1のような「成長一繁栄」のただ中に置かれ、そして今後「衰退」段階を迎えようという、かつて経済的覇権国がたどった道筋の中にあるこ

とを銘記しなければならない。

農業基本法の構成は、「①生産政策、②価格流通政策、③構造政策」の三本柱からなっている。しかしその背景となった農林漁業基本問題調査会の答申『農業の基本問題と基本対策』では、対策の方向は「①所得の均衡、②生産性の向上、③構造の改善」の表現と順序で挙げられている。すなわち日本経済が工業を中心に高成長を開始する中で、農業には1haそこそこの零細農耕、次三男問題を含む過剰就業、そしてそこから結果する農家の低所得という大きな問題が所在し、その克服が最大課題とされたのである。それは戦前から引き継がれた問題としての、日本経済の二重構造性とその克服という基本認識を背負っていた。

いわば所得対策（農工間所得格差の是正）が全面に押し出され、そのための生産政策（選択的拡大と生産性とりわけ労働生産性の向上）、価格流通政策（価格の補正と安定による所得の確保）、および構造政策（規模拡大による自立経営の創出と協業の推進）が立てられた。当時「所得均衡の理念」を強く掲げた西ドイツ農業法の成立と、それに伴う同国の農業予算の大幅増額という事実が関係者の念頭にあったといえよう。

また日本経済は成長段階に入り、しだいに労働力需要を高めていた。したがって前期の農業の基本問題は、＜高度経済成長→農業人口の非農業部門への流出→農地流動化と農家戸数の減少→規模拡大による自立経営と協業経営の創出＞という一連の因果的・連鎖的展開の内に解決可能と思われ描かれていた。このプロセスにおいて、農家の所得向上や生産性の選択的拡大も実現され、基本対策の三本柱の目的が達成されるとの見通しに立っていたのである。このような視点を、答申自身「経済的合理主義」、「合理的生産主義」と呼んでいる。

しかし、事は簡単ではなかった。まだ不安定な成長初期段階にあった日本経済が農村に求めた労働力は、低賃金のそしてできればいつでも解雇可能な弾力的労働力であった。それは農家の兼業化と密接に関連している。農家の方でも、家族的小経営および農林業生産そのものの特質ゆえに図2のような“漸次安定移行の論理”および、“30a保留の論理”の2つの行動論理をもって、成長過程

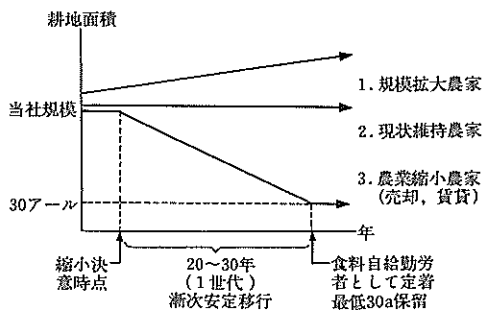


図2 農家の行動様式

に対応することが適切でもあり、さしあたり不安定な雇用兼業に耐えつつ、農家所得を増大していく道でもあった。他方で地価が高騰し、農地保有＝資産維持の状況が生まれた。その是非はともかく、日本経済の成長段階と農家の行動論理は、見事に

対応しているのである¹⁾。

このような対応関係によって、基本法の描いた農村労働力の流出は確かに“地滑りの”に起こったが、ストレートに農家戸数の減少や、農地流動化という道筋に結びつかなかった。しかも価格政策は米を中軸に展開して米価は高騰を続け、農家はしだいに農外所得の増大および稲作所得によって、農家所得を確保し、米中心の過剰投資状態に入ったといえよう。

ただ、選択的拡大の旗印の下に、青果物生産、施設利用型農業、小家畜部門などでは、一定の成果をあげたといえよう。

成長段階に続いて、昭和60年代に繁栄段階に入った日本経済は、あたかも

表1 地域別にみた兼業農家に占める安定兼業農家の割合の推移 単位：%

	35年	40年	45年	50年	55年	60年	2年
全 国	46.0	47.2	48.9	55.4	63.0	71.2	75.4
北 海 道	32.5	30.6	33.1	31.8	36.5	43.0	44.4
東 北 陸	34.8	32.8	36.2	44.9	53.5	63.8	70.5
北 海 道	45.6	44.7	48.5	58.3	66.2	76.0	80.7
関東・東山	52.9	55.1	54.3	58.7	66.2	73.9	77.3
東 海 道	50.9	52.9	54.7	61.6	68.8	75.9	79.2
近 畿 圏	52.9	56.3	56.9	61.8	67.7	73.7	77.1
中 国 道	48.4	52.7	56.1	64.6	71.4	78.9	82.0
四 国 道	40.1	42.7	45.4	53.2	60.8	68.8	73.6
九 州 道	42.0	41.2	42.1	48.5	56.8	65.6	70.7
沖 縄 県	—	—	59.2	54.8	61.4	68.1	71.0

注) 安定兼業農家とは、家としての兼業の種類が恒常的勤務のものをいう。

(農水省：農基法検討用資料)

「世界の工場」のごとくなり、連年大幅貿易黒字をあげ、円高が進展した。その中で、農業は相当の努力にもかかわらず、農産物の内外価格差を拡大し、内外から批判され、輸入増大・自給率低下の道をたどって現在に至っている。

しかも多くの農家はしだいに不安定兼業から安定兼業化し、そうなると農家にとっては、低所得段階とは別の意味で農地を手放す必然性はなくなり、農地を保留したまま、受託関係を結び、あるいは土地持ち労働者になる傾向を示した（表1）。

2. 農業基本法に欠けていたものあるいは新たな状況

農業基本法に欠けていたもの、あるいはその後の大きな状況変化のもとで必要となった事項は何か。その主たるものを4点挙げておきたい。

(1) 農業構造政策と地方構造政策との関係

これについてはドイツとの対比で見ると時明確になる。ドイツでは人口や産業・社会活動の大都市集中を極力避け、中小都市と周辺農村の一

体的振興をはかり、都市と農村、工業と農業、そして人と自然と結びつける、バランスのとれた農業・農村地域政策をとった。図3のように、日本が一貫して大都市集中、あるいは一極集中を続けたのとは対照的である。ドイツでは兼業農家を容認し、多くの農家は在村のまま農外終業し、他方で規模拡大を進めるといういわゆる「居つきの工業化」策を進めた。つまり農業構造政策と地域

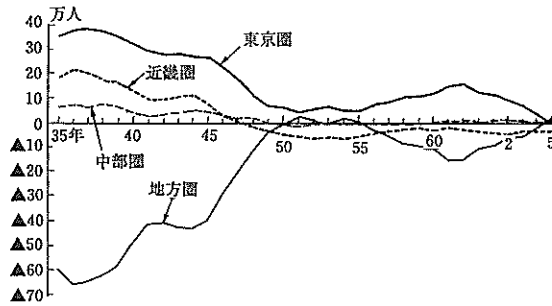


図3 大都市圏と地方圏における人口の転入(出)超過数の推移

資料：総務庁「住民基本台帳人口移動報告」
(農水省：農基法検討用資料)

構造政策はセットのものとして認識されたのである²⁾。

これに対し日本では、分散型国土政策はある段階から提起されながら、実効性を持ち得なかった。日本では農業構造政策はあったが地域構造政策は存在しなかったといってもよい程である。このため、大都市では種々の都市問題が生起し、逆に農村では人間的な生活空間としての地域形成に問題を生じ、多くが過疎化した。日本の農政において、地域政策の必要性が自覚的に明示されたのは、「80年代の農政の基本方向」(1980)に至ってである。農水省設置法と関連するが、自治省、国土庁などとの役割分担と連動性が問題となろう。

(2) 経済優先の政策運営と環境問題の生起

経済成長優先の政策運営は、人類の存立にかかわるほどの環境問題を生み出した。工業による自然生態系の破壊、生活環境の汚染はもちろんだが、農業もまた同様である。農業は専門化、単作化、連作化、それに連動して機械化、化学化(化学肥料と農薬の多用)、施設化などの、いわゆる「農業の工業化」を推し進めた。それは生産性を向上させ、人口扶養力を高めたが、生命と環境に多くの負荷を与えることとなった。そのため消費者は、一方で安価で安定的な食糧供給、美味性を要請しつつ、他方で食品の安全性、環境の保全性を求めた。それらの要求はしばしば相互に矛盾し、生産現場では多くの混乱と困難が生じている³⁾。

(3) 国際化の急速な進展

基本法制定当時も貿易自由化の推進が課題とされている。しかし日本工業が「世界の工場」ともいえるほどに拡大し、世界市場を席捲し、国際経済摩擦が激化するにつれ、アメリカを中心として「農工無差別の自由化」論が力を振るい、日本農業にとっては過大な負担がかかることになった。いわば経済至上主義的な社会観、農業観は、農業と工業の差異、国や地域間の自然的条件の差異、社会的・歴史的条件の差異などを軽視し、ほとんど内外価格差の存在のみから、農業を論じる傾向が生じたことである。その帰結が、世界史上にも例のない自

表2 国土面積及び農用地面積等の国際比較 (日本=1, 1990年)

	日本 (実数)	アメリカ	イギリス	西ドイツ	フランス
国土面積	1 (3,778万ha)	24.8倍	0.6倍	0.7倍	1.5倍
農用地面積	1 (524万ha)	82.3	3.4	2.3	5.8
農家1戸当たり	1 (1.4ha)	133.4	46.0	12.0	20.4

資料：農林水産省「耕地及び作物統計」、FAO「Production yearbook」等
(農水省：農基法検耐用資料)

表3 日米の農業・稲作比較

指 標	日 本	ア メ リ カ	年 度
農家数 (万戸)	383	211	1990
農用地面積 (万ha)	520	42,695	1991
同上の対国土比率 (%)	13.8	46.6	1991
1戸当たり平均規模 (ha)	1.4	189	1992
10a当たり農地価格 (千円)	1,681	18	1992
農地状況	傾斜・分散	平坦・集中	
農産物販売するコメ農家 (万戸)	247	1.1	1992
稲作農家平均コメ作付 (ha)	0.9	81.7	1990
作付中心品種	短粒種	中・長粒種	
減反率 (%)	22	5	1995
10a当たり収穫 (玄米, kg)	533	473	1990
10a当たり労働時間	43	2	1990
1筆当たり水田面積 (ha)	0.05~0.3	4~5	1990
機械化体系	中小型	大型	
資材価格	日本はアメリカの	1.2倍	1990
トラクター			
各種肥料		1.7~2.1倍	1990
農薬 (殺虫剤)		2.0~2.3倍	1990
除草剤		0.7倍	1990
配合飼料・とうもろこし		3倍	1990

注) 農水省等の資料による。但し資料価格は、天間 征編「価格の国際比較」(1991)、農文協による。

給率の低下となって現れている (表2、3、両表の間の数字、とくに一戸当たりの農地面積に差があるが、そのままとした)。

「新政策」もそうであるが、農業側からこれらの問題を克服し、国民的合意を得ようとする際に、「市場原理、競争原理の導入」が唱われる。しかし農業においては、工業における市場原理、競争原理とは、かなり落差のある適用が不可欠で、この用語はたえず但し書きを付して語られねば誤解を増幅し、真の国民的理解は得られないのではなからうか。

(4) 国民的合意の必要性

以上のすべての項目と関連するが、もはや今日では、国民的理解を基礎にしなければ、日本農業も農政も存立し得ないという状況が生まれている。それには前述の都市・農村問題、環境問題、内外価格差問題について、率直かつ妥当な問題の提起と、その理論付けをしていくことが必要であろう。

3. 新農業基本法の方向と枠組み

以上のような検討の上に立って、新たな農業基本法を構想する際に考慮すべきいくつかの視点を列挙しておきたい。

(1) 多元的価値産業としての農業の位置付け

農業はこれまで、主として食料あるいは工業原料の供給産業であるとみなされてきた。しかし表4のように、日本経済の展開と種々の問題生起の中で、農業・農村の持つ新たな意義が認識されるに至った⁴⁾。

表4 日本経済と農業・農政の展開

時期分野	昭和20年代	30年代	40年代	50年代	60年代
主要な動向	復興期	高度成長前期 工業拡大 都市膨張	高度成長後期 公害問題多発	低成長期 都市・地域問題多発 生活の質重視	成熟化・情報化 貿易・国際問題多発
農政の動向		36農業基本法 農業構造問題	42構造政策の基本方針 45総合農政 過剰問題と生産調整	52 地域農政特別対策事業 55 60年代農政の基本方針 56 NIRA提言 兼業農家論・生産組織論	61 前川レポート H4 新政策 ガット交渉問題 担い手・中山間問題
農業・農村の役割の変化と多元化・重層化	生存水準上の経済的役割	生活水準上の経済的役割 生存水準上の経済的役割	生態環境的役割 生活水準上の経済的役割 生存水準上の経済的役割	社会的・文化的役割 生態環境的役割 生活水準上の経済的役割 生存水準上の経済的役割	(総合的役割の調整) 社会的・文化的役割 生態環境的役割 生活水準上の経済的役割 生存水準上の経済的役割
農学の動向(追求価値)	生産の農学 (経済価値)	生の農学		社会農学 (生活価値)	場の農学 (総合的価値)
		生命の農学 環境農学 (生態環境価値)			

表5 外部効果と関連する国内農業（林業を含む）農村の役割と改善すべき点

	I. 経済的役割	II. 生態環境的役割	III. 社会的・文化的役割	
ブ ラ ス の 外 部 効 果	1. 国際経済的役割 国際的需給変動・価格変動の緩和 2. 国民経済的役割 食糧安全保障 備蓄による安定 安定経済成長 危機におけるクッションの機能 3. 地域経済振興 地域経済の多様性・安定性 高齢者雇用効果 エネルギー生産性向上の可能性	1. 国土保全 生態系維持 水資源涵養 土壌の保全 自然のダム機能 地表面貯水 地下貯水 洪水防止 エロージョン防止 自然動植物保全 2. 生活環境保全 水の保全・浄化 大気汚染防止 騒音防止 臭気防止 自然景観 緑地空間 田園風景 災害避難地 3. 地域資源・エネルギーの循環的利用の可能性	1. 一般的役割 社会の多様性・安定性・永続性 分業化・単純化克服 画一化・全体化克服 社会の連帯性 2. 社会的交流・連携 都市農村交流 産直運動 有機農業運動 協同組合提携 姉妹町村 上・下流交流 3. 福祉的機能 高齢化社会での年寄りの生きがい 雇用・仕事の場 障害者の生活 4. 教育的機能 自然の理解 調和と協調 忍耐力・情操 創造力	5. 人間性回復機能 (1)場の提供 自然休養林 ホビーフォーム 観光農園 ふるさとの森 セカンド・ハウス 市民農園（クライナガルデン） 体験農園・山村留学 (2)人間性回復 安らぎ・休息 人間関係改善 家族関係改善 物質文明社会での新しい豊かな農業の自由性と独立性 生活の変化・多様性 （一人同時多職） （一人一生多職） 芸術と農業 (3)医療的效果 自然と健康 緊張緩和 森林浴 現代病改善
マイ ナ ス の 外 部 効 果	1. 自然生態系の破壊 土壌・水質の悪化 野生動物の死滅 2. 大気環境の悪化 メタンガスの発生 石油エネルギーへの依存		3. 健康への悪影響 農業の多投と食品の性質の悪化 4. 地球温暖化への加担 森林の農地化、過耕作 原野への過放牧	

注) 第2次大戦後に現れた役割論を各種文献から拾い集め、かつ私見を付加して、これを経済的役割、生態環境的役割、社会的・文化的役割の3つの側面より分類・整理した。やや重複するもの、対立的内容をもつもの、現に果たしている役割と要請されている役割など、すべて掲げた。また農業は広く専業、兼業、菜園を含む。

農業・農村もまた日本経済の動向とともに変容し、そのあり方を変えてきた。詳細は省くが、概括的に言えば、①昭和20年代、30年代は、まず「経済価値」の追求を中心に据えた高度成長期の農業論が中心であった。②次いで昭和40年代には、公害問題・環境問題への認識、食品の安全性要求とともに、「生態環境価値」の追求を重視する農業論が現れた。③さらに昭和50年代には、人間的「生」や農業の社会的・文化的役割を強調し、都市民および農民の「生活価値」の追求を重視する農業論が現れたのである。

以上のような農業・農村のもつ多元的な価値を並列化し、外部効果の問題とからめて列挙したものが表5である。これらの「経済価値」、「生態環境価値」、「生活価値」の3つは、いずれもこれからの社会、とりわけ農業と農村を考える場合に、その軽重を問うことのできない、重要な要素である。

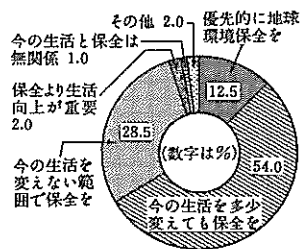


図4 生活と地球環境保全の考え方
(1993年の名古屋市調査)
注) 朝日新聞1996年5月6日号(朝刊)

こうして農業は、国民あるいは地域の存立を維持する見地から、消費者・生産者の個々の経済計算を超えて必要と見なされる多元的価値産業plural merits industryであるといえよう。しかし農業者は、自分自身の経済的自立と生活のために農業生産を行なっているのであって、社会奉仕のためにしているのではない。農業の価値を国民的規模で承認するとすれば、プラスの外部効果として現れる、農業のこうした役割を支える政策的配慮が必要になることは言うまでもない。環境問題をはじめ、国民的合意の可能性も高まっている(図4)。

また、これらの3つの価値は予定調和的に実現するものではない。むしろそれらは、しばしば相互にトレード・オフの関係にある。こうした3つの価値目標の間に所在する矛盾や調整の困難さを乗り越える事なしに、これからの望ましい社会の展開はないであろう。そうであれば、国民は総合的価値実現のための政策とコストを積極的に支持しなければならない。これからの農業は、こうした国民的期待に応えかつ支えられつつ、展開を遂げなければならない(図5)。

欧米諸国では、直接所得補償政策によって、農村景観の保全、自然環境の保全のための諸政策を展開しつつある。日本はこの点で遅れているが、こうした方向は歴史的必然性を持っている。

(2) 国土政策における農村地域政策の確立

前述したように、日本では農業構造政策に対応する適切な地域構造政策は存在しなかった。ドイツでは、農村から約30分程度で、農外雇用の場、生活（社会的・文化的）利便性実現の場としての中小都市に到達可能な条件を作り出すという、中小都市と周辺農村の一体的振興をはかってきた。都市・農村結合の理念が、国土・地域政策にも農業政策にも色

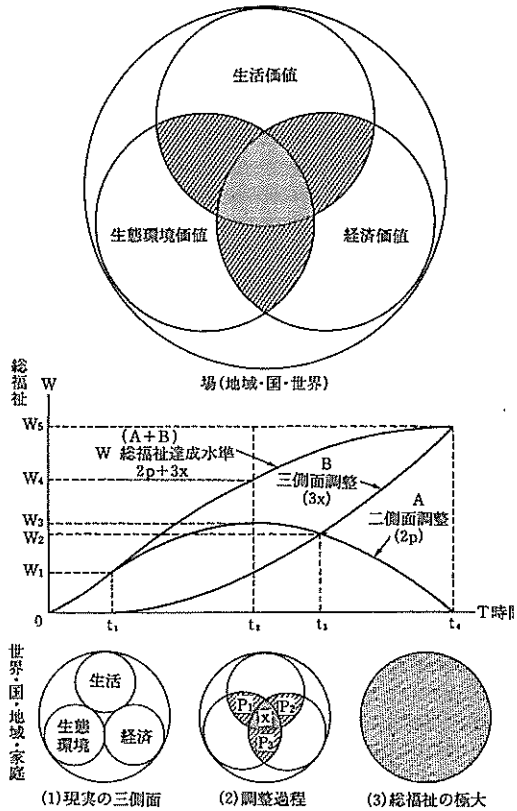


図5 これからの農業・農村の課題（総合的価値の追求）
 (説明) ①三つの側面はそれぞれに問題をもち、調整が必要である。その三つの側面が、それぞれ拡大進展し、かつ問題が相互に調整される過程を総福祉の増大と見る。②三側面の調整過程は、まず二側面の調整過程（P領域の増大）として現れ、A線で表される。③ついで三側面の総合的調整（x領域の増大）が進み、そのプロセスはB線として表される。④総福祉の達成水準はA+Bとして表され、W線のようなカーブを描く。⑤下の図の(1)は未調整の三側面の現実。(2)は調整過程。(3)は完全に調整された、総福祉の極大状態を示す。

濃く流れている。それによって、農村民の要請に対応するとともに、自然のリズムと農村的なゆとりを求める現代都市民の要請にも応えている。そこは経済価値、生態環境価値、生活価値、つまり総合的価値を最も良く調和的に実現しうる、トータルな人間的「生」の場となるのである。そのような定住可能な「持続的農村地域」においてこそ、農業の担い手が確保でき、新たな農業発展の条件が整う⁵¹。

とりわけ中山間地域政策も大きな課題となっている。そこでは、新たな農業の創出、および中小都市と農村の結合が必要だが、どうしても通勤可能性の確保、地場産業起こし等の条件の整わない地域では、息子夫婦が近郊中小都市に住み、親の面倒を見る「週末・緊急時帰村型」の生活条件を作ること、両家族を結ぶテレビ電話の設置が必要となる。

(3) 農業生産の主軸と多様性

農業をめぐる国民的合意と定住可能な持続的農村地域の形成を基盤として日本農業は存立・発展していくことになるであろう。その際日本農業の中軸を担うのは、「新農政」でも構想された、生産性の高い規模拡大農家、あるいは集落営農などの組織経営体であろう。しかし農水省はじめ各種の兼業農家意向調査によれば、約70%の兼業農家が農業を現状維持したいと回答している。今後も、安定兼業の一層の増加と共に、作業や経営の委託は増大するであろう。し

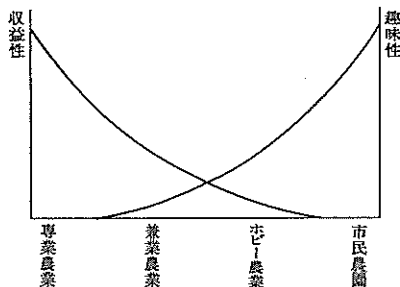


図6 人間と農業との連続的結合

かし他方で農外就業、労働時間の短縮、休日の増加、退職後農業の希望者の増加、新規参入者の生きがい農業などを考えると、規模拡大も漸次的にしか見込めない。都市民の市民農園への欲求も強い。こうして図6のように、分化しつつ多様な農業が存続していくであろう。それは現代の社会的要請でも

あると見うる。したがってこのような農業の分化と存続を前提としつつ、中軸となる生産性の高い農業経営を可能な限り創出していく必要がある⁶⁾。

(4) 農産物自給率をめぐって

先にも述べたように日本農業は、世界史上例のない自給率低下の状況にある。それは今後は保冷技術の進歩によって生鮮食料品にさえ及び、ますます自給率を低下させる可能性がある。その理由は何と言っても大きな内外価格差の存在である。そしてその内外価格差の背景にあるのは、農業の自然的条件の差異であり、社会的・歴史的条件の差異である。経済至上主義的な社会観、農業観に立てば、まさにそのような差異を容認し、積極的に活用してこそ、各国経済は効率化し、各国民は豊かになるとの結論になる。しかしそれらの社会観・農業観の生みだした、いわゆる市場の失敗market failureもまた今日明らかになったところである。リカード以来の比較優位性原理に基く国際分業論では、環境問題などは考慮の外にあり、21世紀の経済学としては、もはや限界を露呈している。

新政策において自給率低下に歯止めをかけるとの考え方が提起されているが、日本農業の現状からいえば、何らかの具体的な指針が欲しい。それぞれの国には、「農業の守るべき下限としてのアグリミニмумAgri・minimum」が存在すると考えられる⁷⁾。

その論拠を列挙すれば、次のとおりである。

- ①世界的規模での人口爆発は、食糧需要を逼迫させる可能性が大きい。日常生活用品の場合でも、工業生産物は相対的必需品であるが、農産物は生存にかかわる絶対的必需品である。
- ②農業には、気象条件の変化による収量の大きな変動など、予測しがたい面がつきまとう。
- ③食糧増産のための森林の農地化あるいは単位面積あたり収量増大、輸出競争による安価な農産物生産への願望がしばしば引き起こす自然掠奪的農業化、いずれの場合も環境への負担を増大させる。
- ④過大な輸入は、先述の国内農業・農村の多元的価値を放棄することを意味

表6 イギリスにおける農産物自給率の趨勢

作 目	1905~7	1937	1946~7	1953~4	1963~4	1972~3	1983
小 麦	25	23	30	41	40	52	101
大 麦	60	46	96	67	94	97	143
オート麦	74	94	95	97	97	99	95
じゃがいも	92	-	99	100	100	93	89
バ タ ー	13	9	8	9	9	22	65
チ ー ズ	24	24	8	28	44	54	65
鶏 卵	32	61	51	86	96	97	97
牛 肉	33	49	56	66	73	85	101
羊 肉	52	36	24	35	43	43	77

出所：Grigg, D. (1989) : English Agriculture, p.9.

森 建資 (1993) : 「イギリスにおける農業保護の歴史的経験」日本農業研究所, p.32.

し、他方でしばしば大量輸出の自然破壊にもつながっている。

- ⑤ルイ・ルオアの論ずるように、農業偏重、工業偏重、あるいは商業や観光業だけといった、偏った経済構造の国あるいは地域は安定性を欠き、もろく崩れやすい。それは多様性・複合性において安定的・持続的であるといえる。

以上のような諸論拠に基づくアグリミニマムの水準は、必ずしも明確な数字として確定しがたい。おそらく国際情勢、経済の発展段階、国内の社会的状況などによって異なるであろう。しかし少なくとも現段階の日本の状況は異例であり、長期的にヨーロッパ水準を目指すことが、ひとつの目安になると考えられる。そのような認識を、絶えず国民に喚起しておくことが必要であるとする。

かつてイギリスは1900年代の初頭、自給率を極端に低下させた。とりわけ中心的な作目を見ると、小麦25%、牛肉33%、羊肉52%となっている(表6)。農産物全体の総合自給率、カロリー自給率の試算は困難が多いが、現在の日本と同様相当低水準にあったと考えられる。しかしイギリスは当時多くの農業国を植民地に持ち、かつ経済大国であった。その後植民地を放棄し、経済は衰退過程に入り、他方で農業・農村の見直しが起こり、徐々に自給率を向上させる政策をとった。ヨーロッパ諸国の中では低水準であるが、現在カロリー自給率70%台を保っている。このような歴史的事実を、日本は教訓としなければならない。

さらに日本経済の現状についてみると、バブル経済の崩壊、円高、産業の海外移転による国内産業の空洞化、財政事情の悪化、失業問題など、全般的に見て、冒頭に掲げた図1の衰退段階に向かっている。日本農業の問題は、一面日本工業の躍進と表裏をなすものであるが、今後はそのような日本経済の歴史的段階の中の農業として認識し、すでに述べた農業の状況を念頭に入れ、改めて農工の調和的發展を図る必要があると考えられる⁹⁾。

(5) 国際農業政策の必要性

国際化の動きは、今後経済的にも社会的にも深まっていくであろう。日本は一方で前記のような農業についての基本認識を、WTOその他で主張していくことが必要である。しかし他方でカロリー自給率46%という、大きな農産物輸入国となっている事実を踏まえ、輸入も含めた国民食糧の安定的確保、安全性の確保を考慮しなければならない。備蓄はその方法の一つであるが、気象条件が日本と逆で、作付時期のずれる南半球との適切な協力関係を持つなどの考え方もある。また相手国の生産条件、環境問題にも配慮しなければならない。さらに先進国の立場から、近隣諸国の政治状況と食糧事情、発展途上国の飢餓問題などにも関心を払う必要がある。そのような対外的な農業・農村問題の処し方について、一定の考え方のもとに国際農政の分野を確立していかなければならないであろう。

(6) その他の考慮すべき事項

その他新農基法の構想に際し、いくつかの考慮すべき点をあげておきたい。

第1に、「農業保護」という表現についてである。明らかに不要あるいは過剰と見なしうる補助金などについては、整理していく必要がある。しかし工業と比較した際の農業の特性、他国あるいは他地域と比較した際の、人為ではいかんともしがたい諸条件の差異については、政策的補完が不可欠である。また多元的価値産業としての農業という視点も加えた時に、現在多用されている「農業保護」という言葉は、「農業保全」と変更されるべきである。

第2に、農業・農村についての国民的理解の必要性は、農業・農村にとってだけでなく、国民的課題であることを認識し得るように、また農業や自然の持つ教育力の活用のために、一般教育において農業・農村についての内容を充実するように、関係機関及び国民に要請すべきである。

第3に、農業基本法は外国の場合、政策理念に重心を置いたもの、政策内容に重心を置いたものと、種々の例がある。時代の動きの激しさを考えると、新農基法に関しては、長期的な理念法と、アメリカ農業法のような中期的実施法の、二段構えが適切ではないかと考える。

第4に、農業基本法の三本柱である生産政策、価格流通政策、構造政策は、新たな装いのもとに継続的に展開されるべきであるが、これまで述べたことから言えば、さらに環境農業政策、農村地域政策、国際農業政策などの柱と行政機構が付加あるいは再編されるべきであろう。

以上論じ足りないことが多く不十分であるが、新農業基本法を構想する際の、基本的な考え方への提言とする。

注

ごく概括的に述べたので、本文の内容をより詳しく、あるいは関連する事項に触れた拙稿をあげる。

- 1) 「基本法農政の展開と論争」三橋時雄『戦後日本農業の史的展開』ミネルヴァ書房、1975年。「農業基本法の成立と理念」柏 祐賢・坂本慶一編『戦後農政の再検討』ミネルヴァ書房、1978年
- 2) 「日独農業都市政策比較論」『エコノミスト』1980年9月30日号、『西ドイツの地域計画—都市と農村の結合—』大明堂1984年（この書物は、3章分を書き加え、1997年に『都市と農村の結合』として増補版を刊行）。
- 3) 『農業と環境』（久馬一剛と共編）、富民協会、1995年。
- 4) 「日本経済の展開と農業・農村の新しい役割」『農林業問題研究』85号、1986年。『コメを考える』岩波書店、1989年。『国際農業紛争』（堀口健治・山口三十四と共編）講

談社、1993年。『現代日本の農業観』（大原興太郎と共編）、（とくに終章）、富民協会、1994年。

- 5) 『持続的農村の形成』（大原興太郎・加古敏之と共編）、（とくに序章、終章）富民協会、1996年。
- 6) 『日本の米生産—その環境条件と可能性』大内 力・佐伯尚美編『米生産の試練と未来像』家の光協会、1995年。
- 7) 『日本の米』岩波ブックレット、1987年。および注4) の文献。
- 8) 『新しい経済観・農業観の必要性』『農業と経済—農業への新しいまなざし—』1995年8月。および注4) の文献。